

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの表中「百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）」を「百万分の六」に、「十七度」を「十八度」に改める。

附則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第百九十九号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百四十七号）の施行に伴い、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条第一項及び第十條の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
令和三年十二月二十四日
厚生労働大臣 後藤 茂之
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第二條 削除	第五條 （建築物環境衛生管理技術者の選任） 2 特定建築物所有者等は、前項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。	第二條 （一酸化炭素の含有率の特例） 令第二条第一号イの表の第二号の厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十をこえるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物とし、同号の厚生労働省令で定める数値は、百万分の二十とする。 （建築物環境衛生管理技術者の選任） 第五條 （略） 2 前項の選任を行なうに当たつては、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。 （新設） （新設） 第二十條 （帳簿書類） 一・二 （略） （新設）	2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。
2 前項第一号及び第四号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。	3 前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。 4 特定建築物所有者等は、第二項（前項において準用する場合を含む。第二十条第一項第三号において同じ。）の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならない。 （帳簿書類） 第二十條 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。 一・二 （略） 三 第五条第二項の規定による確認の結果（同条第四項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面 四 （略）	2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。 一・二 （略） （新設） 三 （略）	2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。

附 則
この省令は、令和四年四月一日から施行する。